

令和 7 年度 福岡市自殺対策協議会議事録

開催日時： 令和 7 年 8 月 8 日（金） 14：00～15：30

開催場所： あいれふ 7 階 第 2 研修室

出席者： 出席委員 21 名 欠席委員 6 名 事務局 12 名

傍聴： なし

会議次第および議事要旨

1 開 会

2 所長挨拶

3 委員等紹介

4 議事

会長－福岡県立大学 小嶋秀幹委員、副会長－福岡市薬剤師会 清水敦委員

議題 1 福岡市の自殺統計について

「人口動態統計」および「警察統計」から、自殺者数の推移等を報告。全国的に自殺者数は減少しているが、小中高校生の自殺者数は増加。福岡市でも、若者の自殺者の割合は増えている。

議題 2 福岡市自殺対策総合計画の取り組みについて

- ・自殺対策推進センター 令和 6 年度事業報告及び令和 7 年度事業計画説明
令和 6 年度は、ゲートキーパーの養成研修を重点的に行った。
令和 7 年度も継続し、特に若者のゲートキーパー養成も検討。
- ・各関係機関等 令和 6 年度取組報告及び令和 7 年度取組計画説明

<質疑 意見>

（委 員）大学病院では、救急医療スタッフ、救急隊員対象研修、担当する患者を自死で亡くしたスタッフ対象の研修など行っている。今年度も充実させたい。

（委 員）電話相談の限界はあるが、相談できる場所があるという体験が重要。

（委 員）SOS の出し方教育も重要だが、それを大人が受けとれているだろうか。
相談すべきことを相談できる人にきちんと相談することが大切。

（委 員）自傷他害に該当しない場合の対応について。

（事務局）精神保健福祉法 23 条、通報があった場合に保健所対応。自傷他害非該当の場合は、同法 47 条に基づき警察が相談対応。その他、区役所や保健所の精神保健に関する相談窓口や、精神保健福祉センターの自殺に関する相談電話などで対応。

（委 員）通報時の本人の状態、現場の認識、精神科医の判断のずれが大きな問題ではないか。

（委 員）自傷他害の非該当の場合、アウトリーチなど次に繋がる対応が必要。

（委 員）各機関で生きづらさを感じる人のサポートにつなげていく。

5. 閉会